記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　別紙様式の推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　令和８年８月20日

4　推薦書等の提出先　都道府県労働局職業安定部雇用保険主管課

別紙様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係（労働者・事業主）を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注意事項）

1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合はその全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者が所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年８月６日

中国地方整備局長　山本　大志

1　処分をした年月日　令和８年７月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ソルコム　大橋　大樹　広島県広島市中区南千田東町２―32　国土交通大臣許可（般―４）第2105号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和８年７月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

令和８年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請及び登録の更新について

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）第３条第５項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年８月６日

国土交通大臣　金子　恭之

1　申請書の提出期間　令和８年８月17日から令和８年９月16日まで

2　その他申請にあたっての必要な事項は、国土交通省大臣官房技術調査課のホームページに掲載する「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請の手引き」及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録更新の手引き」を参照のこと。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告